

令和5年度 第3回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和5年5月23日（火）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第3回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和5年5月23日（火）1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第4号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について
議案第5号 青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則について
(追加)
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

- 1 令和4年度就学相談実施結果について（学務課）
- 2 令和5年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況について（学務課）
- 3 第19回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について（教育指導担当）
- 4 令和5年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項について（教育指導担当）
- 5 第20回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領について（社会教育課）
- 6 令和5年度青梅市芸術文化奨励賞表彰の実施について（社会教育課）
- 7 令和5年度東原公園水泳場、わかぐさ公園こどもプールおよび沢井市民センタープールの開場について（スポーツ推進課）
- 8 第55回東京都市町村総合体育大会について（スポーツ推進課）
- 9 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
青梅市図書館運営協議会会議録（社会教育課）
 - (2) 事業等の実施予定について
生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
 - (3) 事業等の実施結果について
生涯学習事業実施結果について（社会教育課）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市適応指導教室の名称変更に伴う関係教育委員会規則等の一部改正について（指導室）
- 2 市内で発生したいじめ重大事態の報告について（教育指導担当）

- 3 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について(スポーツ推進課)
- 4 第2期青梅市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱の制定について(スポーツ推進課)

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	稲 葉 恭 子
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	杉 本 洋
	教育委員会委員	徳 長 邦 彦

出席説明員	学 校 教 育 部 長	布 田 信 好
	生涯学習部長	森 田 利 寿
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	山 田 浩 之
	指 導 室 長	拝 原 茂 行
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	社会教育課長	遠 藤 康 弘
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美術担当主幹	田 島 奈都子
	スポーツ推進課長	吉 崎 龍 男
	文化複合施設等整備担当主幹	森 田 和 洋

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後1時30分開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、教育長および委員4名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和5年度第3回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 初めに、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員には、杉本委員を指名いたします。

【委員（杉本）】 はい、わかりました。

【教育長（橋本）】 なお、一点ご連絡申し上げます。事務局職員は電子機器を使用させていただいております。起立をしますと、資料等に目が届かないところが出てまいりますので、恐れ入りますが、着席のまま本日から説明等をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 次に、令和5年4月12日開催の令和5年度第1回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、それぞれご覧いただいております。よろしければこの場でご承認をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないようでございますので、令和5年度第1回定例会の会議録につきましては、ご承認をいただきました。

【教育長（橋本）】 次に、本日の議事進行につきまして、協議事項の2につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、日程第3、教育長報告事項から始めます。

初めに、委員の皆様からご報告を頂戴したいと存じます。杉本委員から、よろしくお願い申し上げます。

【委員（杉本）】 塩船観音寺の修復事業に行ってきました。本尊の特別公開というものでした。20人限定というところ満席という状態で、とてもたくさん熱心に集まって聞いていただいています。この修復についての時間的なもの、金銭的なもの、作業工程などについて詳しくご説明いた

できました。これから文化財の保護・修復ということでは難題が山積されているなという現状をつぶさに見せていただいた次第です。ただ、残念だったのは、修復工程とかの基礎的なものを見せていただけるような、そういうものがあると、立体の仏像の修復ってどういうふうにするのだろうか、どういようなものを使っているのだろうかとか、そういうものが視覚的にも認識できたのではないかなと思います。ご説明だけだと、全く知識がなく興味がない方だとわかりにくいかなというふうには感じました。それが一点、残念だったかなと思います。今後もああいう修復は山積みされていると思いますので、一つずつクリアしていけたらなというふうに考えました。

それから、郷土博物館の「青梅の自然災害と疫病」という展示も見てまいりました。とてもいい企画で、昨日も地震があつたりする中で、青梅というところでの地震は今までどういうものがあつたのか、水害についてとか、そういうことも時間を追って、江戸時代はこうだった、それに対してどうだったのかということもつぶさにわかる展示でした。小学校とか中学校の子たちにも見てもらって、逆に平成になってからが雪害とか水害が多くなっているということ。時間系列で見えていくと、江戸時代から明治、大正、昭和というより最近の方が実害が大きいかないかなということも認識できたりする。それに対して、小・中学校の子どもたちの自己管理能力じゃないですけども、そういうものを啓発する意味でも、ああいうものを積極的に見てもらった方がいいかなというふうにも感じました。

それから、お配りいただいたチラシの中に、前回の定例会のときも話題に出ました、中学校の部活の指導員制度についての記述がありました。港区では全面的に実施するというところで、1月30日に新年度予算に入ったということが書いてありました。全103ぐらいの部活動に予算がついたと。教員に対しての負担が軽減されるという意味でも、青梅市でもできればそういう方向に考えてもらいたいかなと思いますので、例えば港区はどのぐらいの予算をとってこれを実施したのかということも、お聞きしたいかなと思いました。そうすると、休日の大会への引率だとか、保護者への連絡だとか、実技指導ということがすべてその指導員制度の中に含まれるということで、働き方改革にもつながるかなと感じました。その辺もお聞かせいただければと思います。以上です。

【委員（徳長）】 私は西中学校の運動会に参加させていただきました。稲葉委員から連絡いただいて、駐車場がないから、行ったら担当の人がお寺の駐車場の場所を教えてくださいというので行つたのですが、誰もいなくて、どうしたものかと思つていたら、元第一中学校の校長先生がいらして、自分が出るからここを使ってと出していただきました。これからは個人で行くときに駐車場をどうしたらいいのかわからない。それから、できればメールでいいのでプログラムもいただけないかな。いつごろ行ったらいいのかということの参考になるので、ぜひプログラムも送っていただけると助かります。次の学校の開催通知をいただいたのですが、時間は書いてあってもプログラムがないので、個人的には順番を確認する上でもプログラムがあると参考にできますので、ぜひその辺よろしくをお願いします。

【教育長（橋本）】 確かに次は4校ですからね。駐車場とプログラムの関係は事務局も気にとめておいてください。お願いします。

【委員（稲葉）】 私も西中学校の運動会、久々に行きました。100メートル走を見てきたのですが、駿足の女子、駿足の男子を発見しまして、これは期待できるなと思いました。

運動場のコンディションですけど、前日雨が降っていましたが、ほこりもせず、ぬかるみもせず、いいコンディションだったので、グラウンドコンディションきちっとできていてよかったなと思いました。

子どもたちの声援がすごかったので、今までマスク生活していたのを払拭するように、それぞれがエネルギーを全員で出し合って、いい運動会だったなと思います。

徳長委員がおっしゃったようにプログラムはなかったのですが、これまではずっとありましたので。準備もいろいろ先生方大変だとは思いますが、これからの各学校の運動会に期待しております。

あと1件、私は、日本財団から助成金を受けている「子ども第三の居場所みらくる」というところで、スタッフとして木曜日と土曜日に勤務しているのですが、いろんな小学校から集まって、子どもたちが遊んでいます。先週の土曜日の午後勤務したのですが、そのときに2、3年生から5年生ぐらいまでの女の子が集まって、レストラン屋さんごっこを始めました。それを見守っていると、子ども同士が会話の中で、「私たちって名前知らなかったね」って。名前も知らずに本当に仲よく遊んでいるんですね。そこで、お互いの自己紹介というところで学校名とか名前とかを紹介し合っていました。ごっこ遊びとかおもちゃというのは乳幼児だけかと思いがちなのですが、本当にすばらしいごっこ遊びができていました。最終的には今日の売上げ、それから利益は幾らだったか、次はどういうふうにしてこの店を回転するかというふうな、次につながるような話し合いもして、異年齢で小学校の違う子が集まって遊んでいました。その子一人一人を見ていると、小学校の中ではこの子たちは目立たない存在の子なのだろうなと感じられる子も中にいたので、それぞれの子どもが学校以外で輝ける場所があるというのはとっても大事なことだなと感じました。

この第三の居場所事業ですけれども、青梅市には児童館がないというところで子ども児童センターという構想をお聞きしましたが、大きな児童センターも必要かもしれませんが、誰もが気楽に、別に行っても何もしなくてもいいような気楽な居場所が大きな児童センターとともにあると、子どもたちの成長を応援できるし、それからメンタルケアもできるのじゃないかなと強く思いました。以上です。

【委員（百合）】 先日、学校給食の試食会が今年から再開されるということを知りまして、給食センター所長にお尋ねしたところ、すでに何校か試食会を決定していると聞いて、それがとってもうれしく思いました。私は青梅の給食はとてもおいしいと思っているので、ぜひ1校でも多く、1人でも多い保護者に食べてもらいたいと思っています。例えば、保護者が給食を食べて、おうちでまた子どもとその話で盛り上がることもあると思うので、子どもとの会話の種にもなるのではないかなと思いました。

給食センターは謙虚な方が多くて、あまりいろいろアピールされないのが、ぜひこういうときに学校に出向いて給食のアピールをしてきてもらいたいと思います。アピールする点はたくさんある

と思います。

何年か前に牛乳が替わったのですけれども、あの牛乳はすごくおいしいと思います。なかなか牛乳嫌いの子もいたりするのですけれども、ぜひ保護者にまず飲んでもらって、おいしいことを知ってもらいたいと思います。

よく給食だよりも、海外のメニューが取り入れられたり、季節のメニューが入っていると書いてあるのですけれども、もしかしたら給食だよりを見ていない保護者もいらっしゃると思うので、ぜひ読んでくださいということを保護者に宣伝してほしいと思います。以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

私からは、先週、全国都市教育長協議会が北海道の帯広市で開催されまして、参加してまいりました。加盟自治体数が804ということですのでけれども、約470人の参加ということですのでございます。全国の事例や文部科学省の説明等を対面で聞いておりますので、大変勉強になったところでございます。私からはその1点についてご報告をさせていただきます。

1 令和4年度就学相談実施結果について（学務室）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項を順次説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項の1、令和4年度就学相談実施結果について、を説明いたします。

【学務課長（山田）】 それでは、令和4年度就学相談実施結果についてご報告申し上げます。

報告資料1をご覧ください。初めに、大変恐縮ではございますが、資料の訂正をお願いしたいと存じます。資料の裏面、2ページ、一番下の表の最上段、「令和3年度就学相談件数」と記載してございますが、「令和4年度」の誤りでございます。訂正し、謹んでお詫び申し上げます。

それでは、改めまして1ページ、一番上の行からご覧ください。

令和4年度就学相談件数につきましては359件、前年度の312件に比べまして47件の増でございます。

また、就学支援委員会の開催回数は41回、前年度の35回に比べ6回の増でございました。

なお、この相談件数につきましては、他市等からの転入者について、転出元における就学状況等を勘案し、教育委員会で判断・決定した7件も含んでございます。

続きまして、就学先結果についてでございます。相談者が選択した就学先について記載したものでございます。左側の列に市立小・中学校、都立特別支援学校4校および通常学級・市外転居等の区分ごとに、それぞれの行にて新入学、転学および学級数を記載してございます。

なお、区分の上から2行目、小学校・言語難聴（通級）につきましては、裏面表3においてご説明いたします。

それでは、まず表の中段より少し下、色の濃い行をご覧ください。市内特別支援学級小計でございます。令和4年度の市内小・中学校全体では、新入学が173件、転学が121件、合計294件でございました。

次に、表の右から3列目、令和5年度学級数の欄をご覧ください。令和5年度の学級数につきま

しては、小・中学校合わせまして64学級、前年度は60学級でしたので4学級の増となっております。

次に、表の下から3行目、特別支援学校小計につきましては、都立羽村特別支援学校小学部から都立八王子盲学校小学部までを含めたものでございまして、新入学が13件、転学が1件、合計で14件ございました。

次に、下から2行目、通常学級・市外転居等でございます。就学相談の結果、通常学級を選択されたり、市外に転居された件数でございますが、新入学が8件、転学が5件、合計で13件ございました。内訳につきましては、裏面の表2、通常学級・市外転居等の内訳にも記載してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

最後に、最終行の合計でございます。表中の市内特別支援学級、特別支援学校および通常学級・市外転居等の各小計の合計となっております。令和4年度の就学先結果と合計につきましては、新入学が194件、転学が127件、合計321件ございました。前年度につきましては合計270件ございましたので、51件の増となっております。この合計につきましては、資料一番上の表の就学相談件数359件から、相談者からの取り下げ、年中の行事や小学校5年生に対する相談など次年度の対応となるものを除いたものでございます。なお、令和4年度における取り下げと次年度の対応件数につきましては、裏面の一番下の表に記載してございます。

続きまして、裏面2ページ目をご覧ください。上から2つ目の表3、河辺小学校ことばときこえの教室における協議分でございます。ことばときこえの教室につきましては、就学支援委員会による審議ではなく、河辺小学校において入級検討会議を開催し決定しておりますことから、個別に掲載させていただいております。

令和4年度につきましては、相談件数が35件、うち入級となったのは24件ございました。相談と入級に11件の差がございます。この理由といたしましては、例えば言語障害として相談を開始された児童に対しまして、障害の主たる原因が情緒面からくるものなど、他の障害が原因ではないかと考えられるものにつきましては、適切な就学という側面から、例えば情緒面からの指導をしていただくということになり入級に至らないケース、こういった場合がございます。

学級数につきましては、その下の枠に記載してございます。言語障害通級指導学級が4学級、難聴通級指導学級が1学級、令和4年度と増減はございません。

報告については以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。

2 令和5年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況について（学務課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の2、令和5年度小規模認定校制度による入学・転学状況について、を説明いたします。

【学務課長（山田）】 それでは報告事項2、令和5年度小規模特別認定校制度による入学・転学状

況についてご報告申し上げます。資料2をご覧ください。

こちらの件に関連いたしましては、令和4年度第12回教育委員会臨時会におきまして、児童・生徒数の募集状況(4月1日現在)の見込みをお知らせしたところでございます。本日改めまして、令和5年度の確定数値につきまして資料を提出させていただきました。あわせて、今年度のスケジュールに関しまして補足させていただきたいと存じます。

なお、児童・生徒数につきましては、前回お知らせした見込み数から変動はございませんでした。

まず、繰り返しとなりますが、成木小学校でございます。令和5年5月1日現在の児童数につきましては、右端の合計欄に記載のとおり64人でございます。昨年5月1日の54人に比べますと、10人の増でございます。児童のうち、小規模特別認定校制度の利用者は38人で、全体の約59%の占有率でございます。

続きまして、2、第七中学校でございます。こちらは募集の対象が新1年生の入学のみでございます。表の最終行、指定校変更につきましては、小規模特別認定校制度を使い成木小学校に入学あるいは転入して、そのまま第七中学校に進学された生徒の数をあらわしてございます。令和5年5月1日における生徒数につきましては、合計欄にあるとおり45人でございます。昨年の38人比べて7人の増でございます。生徒のうち、指定校変更を含めた制度の利用者合計は26人、全体の約58%の占有率となっております。

最後に、今後のスケジュールについてお知らせいたします。例年、7月から9月にかけて学校の見学会・説明会、10月に入学の申込みの受付、11月に希望のあった方々への面談のスケジュールを進めてございます。現在、成木小学校、第七中学校と日程および募集内容の確認を行い、調整を進めているところでございます。詳細が決定いたしましたら、改めてご報告させていただきます。

雑駁ではありますが、報告は以上となります。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。今の第七中学校の制度利用者26人というのは、制度利用者と指定校変更を足した数字ということですか。

【学務課長(山田)】 はい、そのとおりです。

【教育長(橋本)】 わかりました。

ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

【委員(稲葉)】 質疑じゃないのですが、この制度を利用してよかったという声を二、三聞いております。新1年生にあがる子のお母さんで、この制度を使うかどうか迷っているお母さんに出会うのですけれども、やはり制度を使って先に利用されている方のお母さんを紹介しましたら、そこで聞かれて、安心してこの制度を使えるように前向きに考えたいという回答をいただいています。それで1年生に入学して、やっぱり行かせてよかったわという声を聞いております。

以上、報告です。

【学務課長(山田)】 ありがとうございます。

【教育長(橋本)】 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

3 第19回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項3、第19回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、報告資料3をご覧ください。第19回青梅市小・中学生の主張大会開催要項でございます。

1の趣旨につきましては、青梅市内の小・中学生が、将来の夢や生き方、身近な生活や社会に対する考え方、郷土への思いなどについて自分の考えや思いを発表し、自立心をはぐくむ貴重な機会とする、となっております。

(1)で、小中学生一人一人の様々な考えや思いを同世代の小・中学生や保護者・市民が受け止め、理解を深める機会とします。

(2)につきましては、小・中学生が日々学校で学んだ成果を発表する場として活用する、でございます。

4の開催日時は、令和5年12月2日午後1時30分から4時までを予定しております。

5の場所につきましては、S&Dたまぐーセンターとなります。

6の出場者募集方法につきましては、募集要項によりまして、一般公募および市内小・中学校を通じて募集をいたします。

7の応募資格につきましては、市内在住または在籍の小学校5・6年生、中学校1・2・3年生となります。

8の出場者の決定につきましては、応募者の中から審査によりまして小学校5・6年生から6名、中学校1・2・3年生から10名を選出するものでございます。

9の発表方法、時間につきましては、小学生につきましては3分程度、中学生につきましては5分程度としております。

10の審査および表彰につきましては、(1)青梅市長賞、(2)青梅市教育委員会賞、裏面にまいりまして(3)審査委員特別賞となっております。

11の実施方法ですが、青梅市民・学校関係者・発表者の保護者等、観客を入れての実施を予定しております。

12としまして、主張大会の発表文集を作成し、配布する予定であります。また、各小・中学校、中央図書館などの公共施設に配布しまして、学習活動への活用や市民が小・中学生の考えや思いを知る一助とすること、としてまいります。

また、報告資料には記載はありませんが、令和5年度より実行委員会を廃止しまして、指導室が事務局として運営することとしたいと思っております。その理由としましては、実行委員はPTA連合会、校長代表、副校長代表、青少年委員協議会、青少対の青少年対策地区委員長連絡協議会、民生児童委員の合同協議会から選出しておりますが、無報酬で夕方以降の時刻に年間3回集まっていたい

ていましたが、皆様非常にご多用のためにご負担が大きいということがありまして、例年ですとPTA連合会に実行委員長をお願いしていたのですけれども、この2年間やはり欠席が多くて、当日も欠席され、会の進行に影響が少なからず出ておりました。主張大会は今年度19回を迎えておりますので、充実した取り組みとなっております。今後は、これまでの実績をもとに、前年度の成果を踏まえまして、指導室で企画運営を行ってまいりたいと考えております。これまで実行委員をお願いしていた方々には、今後は審査委員として報酬をお支払いしながらかかわっていただきたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 この主張大会、とっても内容が充実しています。SNSで、各学校でその文章だけではなくて見られるような感じにはしているのでしょうか。例えば高学年なんかはこういう主張をきちっと、自分の学校のものだけじゃなくて他校の子どもたちがどんなふう考えているのかというのを、リアルタイムでなくても画像、映像、音声で見るとするのはとってもいい勉強になると思うのです。授業を削って見ないといけないとは思いますが、その辺は道德の時間の一つにするとかいう形でおこなっていただければと思います。青梅の子どもたちが青梅の子ども主張を知っているというのがとても大事ななと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 発表した当該児童・生徒に関しては、それぞれ各学校で対応しているところだと思いますけれども、一応動画等で見られるようにはしているところもあります。昨年度まではそういった取り組みをしておりますので、今年度も引き継ぎ継続してまいりたいと思います。

【委員（稲葉）】 教育委員会のホームページのある場所をクリックすると動画で見られるとか、そんな形にすると、子どもたち以外の市民の方も見やすいかなと思うので。それはできないですか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 やはり限定公開しながら、本人の肖像権とかそういったものもありますので、それについては検討しながら進めていきたいと思います。

【委員（稲葉）】 はい、よろしく申し上げます。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

4 令和5年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項4、令和5年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、報告資料4、青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱でございます。

1の目的としましては、青梅市における伝統文化の継承、発展および児童・生徒の郷土愛の育成に資するため、伝統芸能を継承している児童・生徒を表彰することについて必要な事項を定めるこ

とを目的としております。

2の伝統文化につきましては、記載されていますとおり、青梅市内において市民によって傳承されている芸能をいいます。

3の表彰の対象となりますのは、青梅市在住または在学の小学校児童および中学校生徒としております。

4の表彰基準につきましては、(1)から(3)まで記載のとおりでございます。

また、6の表彰の時期につきましては、年1回となっております。5ページに飛んでいただきまして、令和5年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項の4にありますように、令和5年12月に各学校によって表彰日を設定しております。また、青梅市在住の児童・生徒の表彰があった場合につきましては、当該校と協議の上、表彰をしてみたいと思います。

次に、最後の7ページでございます。この別紙様式の推薦書をもって推薦をしていただくようになります。

全体的に中身が改正された部分につきましては、「教育部」が「学校教育部」と名称変更になった点が、昨年度からの変更点でございます。

私からの報告は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（杉本）】 前回もお話ししましたが、伝統的なこういう芸能文化についての促進というのは、「青梅学」にとってもつながってくるものだと思いますので、ぜひ力を入れて、各学校の中で協議して熱を盛り上げていくような方向でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

5 第20回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項5、第20回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領について、を説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは、報告資料5をご覧くださいと思います。第20回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領でございます。

まず1の目的といたしましては、子どもたちが、日本の伝統文化であり、世界最小の詩形とも呼ばれる「俳句」に触れ、親しみながら学習する機会を提供すること、としております。

4の応募資格でございますが、市内在住・在学の小・中・高校生としております。今年度から、俳句連盟と協議した中で、高校生も対象ということにしております。

5の周知方法ですが、令和5年7月1日号の広報おうめに掲載するとともに、市内小・中学校、それから高校といたしましては総合高校、多摩高校、青峰学園、それから各市民センター、中央図書館、文化交流センターにポスターと応募用紙および応募箱、学童保育所にポスターを設置したいと思っております。

8の募集期間でございますが、令和5年7月1日から9月14日までとしております。

10の各賞ですが、審査員特別賞、教育委員会賞、入選と、ご覧のとおりでございます。

11の発表でございますが、青梅市教育委員会ホームページおよびS&Dたまぐーセンター1階展示交流スペースに掲示をしたいと考えております。

12の表彰式ですが、令和5年12月2日、午前10時30分から、会場は市役所2階の会議室を予定しております。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。高校生が追加されたということでございます。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（杉本）】 この12月2日というのは、小・中学生の主張大会と同じ日ということですね。

【社会教育課長（遠藤）】 午前中に行いまして、午後は主張大会を予定させていただいております。

【委員（杉本）】 わかりました。午前・午後ということですね。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

6 令和5年度青梅市芸術文化奨励賞表彰の実施について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項6、令和5年度青梅市芸術文化奨励賞表彰の実施について、を説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは続きまして、報告資料6をお目通しいただきしたいと思います。令和5年度青梅市芸術文化奨励賞についてでございます。

初めに、1の趣旨でございますが、青梅市における芸術文化の振興と豊かな情操の育成に資するため、芸術文化活動に優秀な業績をあげた市民を表彰することとしております。

4の表彰日時ですが、令和5年12月2日、午前9時から、会場は市役所2階の会議室を予定しております。

7の該当期間でございますが、令和4年9月2日から令和5年9月1日までの1年間としております。

9の募集方法ですが、9月1日号の広報おうめに掲載しまして、事前に市内の小・中学校長、社会教育委員および青梅市文化団体連盟等を通じて募集を行う予定でございます。

10の募集期間でございますが、令和5年9月1日から13日までとしております。

11の被表彰者の決定でございますが、被推薦者の中から、10月開催の社会教育委員会議で表彰が適当と認められたものにつきまして、11月開催の教育委員会の承認後に市長決裁に付して決定する予定でございます。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 表彰式の時間は何時ですか。

【社会教育課長（遠藤）】 9時です。俳句コンテストがありまして、調べる学習コンクールが入りまして、午後はS&Dたまぐーセンターで主張大会があります。

【教育長（橋本）】 12月2日の午前中には3つの表彰式があるということですね。午後は主張大会。

【社会教育課長（遠藤）】 そうということです。よろしくお願いします。

【教育長（橋本）】 時間については適宜対応するということですね。

説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 この奨励賞を受賞した後の、作品展なり発表会の予定はどんなふうに組まれているのでしょうか。

【社会教育課長（遠藤）】 昨年度、発表会をやらせていただいたと思うのですが、隔年でやらせていただいております。また来年度、2年間を対象として発表会をやらせていただく予定でございます。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

7 令和5年度東原公園水泳場、わかぐさ公園こどもプールおよび沢井市民センタープールの開場について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項7、令和5年度東原公園水泳場、わかぐさ公園こどもプールおよび沢井市民センタープールの開場について、を説明いたします。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 それでは、報告事項7、令和5年度東原公園水泳場、わかぐさ公園こどもプールおよび沢井市民センタープールの開場についてをご説明申し上げます。

報告資料7をご覧くださいと存じます。

水泳場の開場につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度と3年度の2カ年は開場することができませんでした。昨年、令和4年度は感染拡大の対策として人数の入場制限を実施して、3年ぶりに東原公園水泳場とわかぐさ公園こどもプールを、開場期間を短縮して開場したところでございます。

現在、青梅市総合体育館条例および青梅市体育施設条例に規定されているスポーツ施設につきましては、青梅市スポーツ施設運営パートナーズが指定管理者として管理運営してございます。本年度の水泳場の開場につきましても、指定管理者と協議の上、決定したものでございます。

今年度はほぼコロナ前と変わらずに開場する予定でございまして、開場期間は3水泳場とも7月の第3土曜日となります7月15日から8月31日までの46日間。開場時間につきましては、東原公園水泳場のみ午前10時から午後6時まで、ほかの2つのプールにつきましては午後5時までの時間で開場する予定でございます。

使用料につきましては、備考欄に記載しているとおりでございます。

大変雑駁ではございますけれども、令和5年度東原公園水泳場、わかぐさ公園こどもプールおよび沢井市民センタープールの開場についての報告とさせていただきます。

以上です。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 開場についてではなくて、プールの施設設備のことです。夏は本当に猛暑で、わかぐさ公園こどもプールなんか、子どもは泳いでいるけれど、親は泳がずに付き添っている状態で、炎天下にいと本当に陰が欲しいのですね。一度私もこのわかぐさ公園使ったことがありますけれど、子どもはいいのですが親が大変でした。今の施設は拝見していないのですけれども、できるだけ何回も休憩が親子ともどもとれるような日陰をつくる設備というのを設置していただければいいかなと思うのです。指定管理ということなので、指定管理者との相談もあると思いますので、その辺のところ、健康管理も含めた施設設備、環境というのを、注意していただければいいなと思います。よろしくをお願いします。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 ご意見として承らせていただきまして、指定管理者と協議して、仮設のテントなどを設置できるかどうか検討してまいりたいと思います。

【委員（稲葉）】 お願いします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかに。

【委員（百合）】 先日もスイミングスクールでの事故があったばかりですけれども、監視員を増やしたり、監視員の指導をしっかりと行ってもらって、子どもたちが安全に夏休みのプールを楽しめるようにしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【教育長（橋本）】 しっかりと対応してまいるといふことでよろしいですね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

8 第55回東京都市町村総合体育大会について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項8、第55回東京都市町村総合体育大会について、を説明いたします。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 それでは、報告事項8、第55回東京都市町村総合体育大会についてをご説明申し上げます。

報告資料8をご覧くださいと存じます。

東京都市町村総合体育大会は、多摩地区の30の市町村が参加して実施されるスポーツ大会で、第55回大会は14競技22種目で開催いたします。主催者は東京都市町村体育協会連合会と東京都が中心となりますが、ほかに多摩地区の市町村を5ブロックに区分しまして、毎年度ブロックごとを持ち回りで、各ブロックの市町村およびスポーツ担当課が教育委員会に所属している場合には教育委員会が主催者となり、各市町村の体育スポーツ協会が主管として運営されてございます。

第55回大会は、西多摩地区8市町村が主管ブロックとしまして選手の皆様をお迎えいたしますが、大会日程は7月8日から8月5日の約1カ月間となっております。

また、報告資料にも記載してございますけれども、7月8日に羽村市のプリモホールゆとろぎで開会式を、8月5日に青梅市のS&Dたまぐーセンターで閉会式を予定してございます。

今大会は、青梅市が20年ぶりの幹事市として準備を進めてまいりましたが、青梅市教育委員会も主催者の一員となっております。後日、教育委員の皆様にも開会式のご案内をさせていただきますので、ご予約をお願いしたいと存じます。

大変雑駁でございますけれども、第55回東京都市町村総合体育大会についての報告は以上とさせていただきます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。

9 諸報告

(1) 委員会等会議録

青梅市図書館運営協議会会議録（社会教育課）

(2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）

(3) 事業等の実施結果について

生涯学習事業実施結果について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項9、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様にはお目を通していただいております。この際、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。

日程第4 協議事項

1 青梅市適応指導教室の名称変更に伴う関係教育委員会規則等の一部改正について（指導室）

【教育長（橋本）】 次に、日程第4、協議事項に移ります。

協議事項の1を議題といたします。青梅市適応指導教室の名称変更に伴う関係教育委員会規則等の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長（拝原）】 それでは、青梅市適応指導教室の名称変更に伴う関係教育委員会規則等の一部改正についてご説明いたします。

初めに、協議資料の1をご覧ください。

1、改正の理由につきまして、青梅市適応指導教室の名称を青梅市教育支援センターに変更することに伴い、関係教育委員会規則等について所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2、改正する規則等につきまして、(1)青梅市教育相談所設置規則、(2)青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則、(3)青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営要綱でございます。

3、改正する内容につきまして、「青梅市適応指導教室」を「青梅市教育支援センター」に改めるものでございます。

4、施行期日につきまして、令和5年7月1日からでございます。

続きまして、青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則の付則による

改正に関する新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正後であります。第2条(4)の「適応指導教室」という文言を「教育支援センター」に改めました。

続きまして、青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。上段の規則名と第1条の3行目、第4条の2行目、第5条の2行目の下線部の「適応指導教室」という文言をそれぞれ「教育支援センター」に改めました。

続きまして、青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営要綱の新旧対照表をご覧ください。上段の要綱名と1、目的の1行目、2、職員の1行目の下線部の「適応指導教室」という文言をそれぞれ「教育支援センター」に改めました。

説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市適応指導教室の名称変更に伴う関係教育委員会規則等の一部改正について、は承認されました。

3 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の3を議題といたします。青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について、を説明いたします。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 それでは、協議事項3、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問についてをご説明申し上げます。

協議資料3をご覧ください。

この件につきましては、青梅市スポーツ振興審議会条例第2条の規定にもとづきまして、下記のとおり青梅市スポーツ振興審議会に諮問するものでございます。

1の諮問事項につきましては、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづきます援助および表彰についてでございます。

2の諮問理由につきましては、援助対象事業の申請および表彰候補者の推薦が2枚目以降にございます。援助および表彰の適否について意見を求めるものでございます。

3の答申日につきましては、令和5年6月6日に開催予定でございます第1回青梅市スポーツ振興審議会の日程と同日としてございます。

1枚おめくりいただきまして、初めに(1)青梅市スポーツ振興基金にもとづく援助についてをご覧ください。

援助の規定につきましては、青梅市スポーツ振興基金条例施行規則で定められておりまして、今

回は3つの事業に申請が出されてございます。1ページ目には普及促進事業として2件、2ページ目には大会運営事業に1件、その他事業に1件でございます。

次に、(2)青梅市スポーツ振興基金にもとづく表彰についてをご覧ください。

表彰の規定につきましては、援助と同様に青梅市スポーツ振興基金条例施行規則で規定されるとともに、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰基準で詳細を定めてございます。今回は個人として全部で20名、団体として2団体の推薦がございました。1ページ目には、青梅市スポーツ特別賞として個人が1名、裏面の2ページ目から4ページ目にかけては青梅市スポーツ賞として個人が12名、団体が1団体、5・6ページ目には市内小・中学校の児童・生徒が対象となります青梅市スポーツ奨励賞として個人が7名、団体が1団体でございます。

大変雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

【委員（稲葉）】 先月の定例会で、カヌー・スラロームで日本代表として青梅市から2人選出されたということをお聞きしているのですけれども、このお2方は日本代表ですからたぶん海外遠征されていると思うのです。それに対してのこういう援助というのはあるのでしょうか。質問です。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 今回は推薦には出ていなかったのですけれども、毎年、青梅市スポーツ協会に加盟している加盟団体に申請あるいは推薦をお願いしてございます。カヌー協会から、今回はここには出てきていないのですけれども、この先おそらく出てくるというふうな状況でございます。

【委員（稲葉）】 スポーツの加盟団体から、こういう援助を欲しいという感じの申請書が出たところで審査するということなのですか。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 そういうことです。

【委員（稲葉）】 わかりました。ありがとうございます。

【委員（徳長）】 同じような質問ですが、援助について各団体がどの程度理解をしているのかなど。申請団体が少ないと思われるのですが、団体のなかで、この事業自体を知らない団体もあるのではないかと。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 周知方法としては、スポーツ協会から各加盟団体にすべて情報をおろしていただいているという理解のもとで、加盟団体以外の競技スポーツにつきましては、スポーツ推進課が直接、聴き取りをし、あるいは学校にも推薦依頼していますので、各団体は情報を把握しているというふうに理解しているところでございます。

【委員（百合）】 青梅市スポーツ賞で、児童・生徒の名前があるのですけれども、ここには何小学校とか何中学校と載せていただくことはできないのですか。その子たちが、学校の名前をつけて出していないかもしれないのですけれども、せっかくなので学校の名前とか知れると、私たちも、その学校の子だなという気持ちで見られるので。その辺の情報を開示されることは難しいのでしょうか。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 市内のお子さんだけじゃない場合もあるということもあります。と

というのは、例えばバドミントンなんかはジュニア育成みたいな形でジュニアのクラブチームに加盟している市内の子たちが入賞したと。2ページ目以降にスポーツ賞というのがあるのでですけど、こちらでもジュニアで好成績の子がいて、その中には青梅市外の子もいらっしゃいます。学校名とか、市外だと全部が把握し切れないかもしれないところがあります。そこら辺もございまして、今後記載については検討していきたいと思います。

【教育長（橋本）】 本人のご了解をいただいて、第一小学校、第二小学校とか、せめてわかる市内はここに記載ができないか、そういう方法をぜひとも検討していただきたいと思います。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 はい。

【委員（杉本）】 今お話にあったように、青梅に在住してない方も受賞対象になったり、支援の力が及ぶということですけど、例えばスポーツ協会に加盟していない方で青梅市に在住している個人の方たち、僕が知る限り国際大会とか出るときみんな自費で行ったりしなければいけない、いろいろなところから支援をもらったけれどとても足りないということをよく聞くのです。そういうところ、団体対象ということではなく、こういう団体に加盟していなくても青梅市内に在住しているということだけで支援の対象にさせていただいたらありがたいなと思います。ご検討のほど、よろしくをお願いします。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 説明の中でも申し上げたのですが、施行規則とか基準が決まっている範囲の中で、受賞可能であれば、それは可能です。広報にも、市のホームページにも情報は掲載してございますので、そこら辺を今後も周知していきたいと思います。

【委員（杉本）】 わかりました。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について、は承認されました。

4 第2期青梅市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱の制定について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の4を議題といたします。第2期青梅市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱の制定について、を説明いたします。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 それでは、協議事項4、第2期青梅市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱の制定についてをご説明申し上げます。

協議資料4をご覧いただきたいと存じます。

現在のスポーツ推進計画は、これまでのスポーツ振興計画にかわりまして、平成23年に制定されましたスポーツ基本法にもとづき平成26年3月に策定いたしまして、計画期間を平成26年度から令和5年度までの10年間としております。5年目となる平成30年度には、後半5年間につ

いての見直しを行いまして、今年度が最終年度となっております。

まず、1の制定の理由につきましては、第2期となる次期スポーツ推進計画を策定するにあたりまして、必要な事項を検討するための委員会を設置しようとするものでございます。

次に、2の制定の内容の(2)組織につきましては、委員長を生涯学習部長、副委員長をスポーツ推進課長、委員には企画政策課長、DX推進課長、市民活動推進課長、シティプロモーション課長、高齢者支援課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て応援課長、教育委員会事務局からは指導室長、社会教育課長の合計12名で、健康、地域、経済、デジタルなど幅広い要素で検討できる委員としてございます。

最後に、3の実施期日等につきましては、令和5年6月30日から年度内を期限とした要綱でございます。令和6年4月1日をもって廃止となるということでございます。

大変雑駁でございますが、説明は以上です。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 委員が各課長になっているのですが、この中に女性は何名いらっしゃいますか。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 現在、この委員の中には女性の課長はおりません。

【委員（稲葉）】 スポーツの推進なので、スポーツするのは男性ばかりじゃなくて女性もどんどんしていますので、やはりこの推進委員の中には女性が1名でも2名でも加わった方が、女性の意見を聞いているのではないかなと思いました。ほかの委員会でも言えるのですけれど、特にスポーツは体に関することですので、男性が考えられない女性のいろいろな問題もあると思います。少し考えていただければいいかなと思います。以上です。

【教育長（橋本）】 会議の中に、必要により委員以外の者の出席も可能としておりますので。今稲葉委員おっしゃるとおりでございます。偶然この役職の中に女性職員がおりませんが、必要により招聘して、出席を仰いで、いろいろな意見を聞きたい。そういうことでよろしいでしょうか。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、第2期青梅市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱の制定については承認されました。

日程第5 議案審議

議案第4号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案審議に移ります。

議案第4号を議題といたします。青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、を説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは、議案第4号、青梅市図書館運営協議会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

本議案は、青梅市図書館条例第20条の規定にもとづき、青梅市図書館運営協議会委員を委嘱しようとするものであります。

委嘱の内容でございますが、前任者の退任に伴い、同条第20条第3項第1号である学校教育関係1名および同第3号である知識経験者2名の計3名の委員を新たに委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、令和5年5月24日から、前任者の残任期間であります令和5年9月30日まででございます。

1枚おめくりいただきまして、表の左側に記載の塚田直樹委員、清水久恵委員、中島健士郎委員にかわりまして、今度右側になります。鎌田博志委員、築地節子委員、柿本年宏委員を新たに委嘱しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、これより採決をいたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第4号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について」は原案どおり可決されました。

【教育長（橋本）】 次に、先ほど協議事項1が承認されたことに伴い、議案が1件追加されることとなります。

つきましては、本日の日程に、「議案第5号 青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則について」を追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認め、本日の日程に議案第5号を追加いたします。

議案書を配付いたします。

〔議案書（2）配付〕

議案第5号 青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則について （追加）

【教育長（橋本）】 それでは、議案審議を行います。

ただいま議題となりました「議案第5号 青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則について」を説明いたします。

【指導室長（拝原）】 それでは、議案第5号、青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

内容につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第5号 青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則について」は承認されました。

再 日程第4 協議事項

2 市内で発生したいじめ重大事態の報告について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2、市内で発生したいじめ重大事態の報告について、を議題といたします。

本件は、市内の小・中学校で発生したいじめの重大事態にかかる案件であります。本件は個人に関する重大案件でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決いたしましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の退席を求めます。

〔 退 席 〕

〔非公開〕

【教育長（橋本）】 お諮りいたします。時間延長をさせていただきたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、時間延長することに決しました。

〔公開〕

【教育長（橋本）】 ここから、会議を公開といたします。

【教育長（橋本）】 以上で、予定された案件はすべて終了いたしました。その他何かありますか。

【社会教育課長（遠藤）】 机上に配付いたしました「生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭2023～」について報告をさせていただきます。

5月13日、14日の2日間実施をさせていただきました。

開催場所は、釜の淵公園とS&Dたまぐーセンターでございます。

参加者数につきましてはご覧のとおりで、2日間合計で2,003人ということです。括弧内が昨年でございます。2日間雨でしたので、釜の淵公園は土曜日の午前中しかイベントができなくて、午後と日曜日は中止になってしまったということが影響しております。ただ、S&Dたまぐーセンターでは通常どおりイベントを開催したところでございます。

それから、多摩リハビリテーション学院の学生さんにもご協力いただきまして、いろいろお手伝いをしていただいたところでございます。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 ほかに何かございますか。よろしいですか。

【教育長（橋本）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは最後に、今後の日程でございます。

この後予定されておりました教育機関訪問につきましては、諸般の事情で本日は中止とさせていただきます。

次に、5月27日、市立小・中学校の運動会、今井小学校、第一中学校、第七中学校、吹上中学校でございます。

続きまして、5月31日、東京都市町村教育委員会連合会定期総会、午後3時から東京自治会館で行われます。

続きまして、6月3日、6月10日、それぞれ市立小・中学校運動会がございます。3日が第五小学校、第三中学校、新町中学校、泉中学校、10日が第二中学校でございます。

続きまして、6月16日、小学校音楽鑑賞教室、時間・場所は記載のとおりでございます。

次のページ、6月28日、学校訪問、午前9時10分から、第三小学校でございます。

続きまして、7月5日、中学校音楽鑑賞教室、時間・場所は記載のとおりでございます。

同日、第4回教育委員会定例会、午後1時30分から、こちら教育委員会会議室。

その後、終了次第、小学校長と教育委員との懇談会、テーマは小学校長会長に決めていただいております。決まりましたらお知らせをいたします。場所は議会棟の大会議室でございます。

最後、7月6日、学校訪問、午前10時から、第七小学校および第六中学校でございます。

今後の日程は以上です。

【教育長（橋本）】 小学校と中学校の音楽鑑賞の中身はもう決まっているのですか。例えばオーケストラを聴くとか、そういう話でしたか。

【指導室長（拝原）】 去年と同じ団体です。

【教育長（橋本）】 今後の日程、たくさんご報告いたしましたが、何かご質疑等よろしいですか。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 長時間にわたりご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。大変お疲れさまでした。

午後4時13分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員